

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 3 日

(公社) 全国ビルメンテナンス協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者 7 割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

平素より、建築物衛生行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、令和 2 年 4 月 7 日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたところであり、同日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和 2 年 4 月 7 日、11 日改正）。以下「基本的対処方針」という。）において、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、（略）最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す」こととされました。

令和 2 年 4 月 9 日付事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対応について」でお示したとおり、基本的対処方針において、緊急事態宣言時に、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ事業の継続が求められるものの例示として、「ビルメンテナンス」が挙げられておりますが、これらについては「三つの密」を避けるための取組を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、可能な範囲で、出勤者 7 割削減に取り組んでいただくよう、ご協力を改めてお願いいたします。

つきましては、上記内容について、会員企業の皆様に、周知方よろしくお取り計らい願います。

**【参考】**

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)